

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会
第8回議事要旨

1 開催日時 平成18年4月10日(月) 13:30～15:30

2 開催場所 ホテルルートイン東京東陽町 2F 大宴の間

3 出席者 中杉委員長、岩崎委員、上田委員、榎本委員、織委員、小出委員、佐古委員、
林田委員、下鳥委員、鈴木委員、細野委員、丸山委員

4 議事公開

(1) 東京PCB廃棄物処理施設における廃水の流出事故について

事務局から、資料に基づき、事故内容、流出事故の主な原因、事故時の対応等について説明。

委員からは、本件事故に対する原因究明、意思決定にかかる社内管理体制及び運転方法を含めた施設能力上の問題について、多くのご指摘をいただいた。その主な意見等は次のとおり。

- ・ 安全設計が講じられている屋内の施設で処理せずに屋外で処理したことは極めて遺憾。スケジュールを遅らせてでも屋内で確実に処理すべきであって、安全管理に対する見直しが必要。
- ・ 環境保全協定でのPCBの基準は0.0015mg/lであり、これが0.003mg/lに置き換わり判断されて建物外に移送したことは、環境保全協定をないがしろにしている。
- ・ タンク設置のために施設の改造を施しており、仮設の域を超えている。なぜ届出の対象外と判断したのか理解できない。
- ・ 設置許可で認められていない仮設タンクを設置したこと、廃アルカリと判断して建物外へ移送したこと等の判断のミスが生じたのは、JESCOの管理体制が不備だからではないか。
- ・ 処理に不安があったら、まず施設を停止させることを徹底させること。また、それが遵守できなかった原因を徹底的に解明し、時間をかけても意識改革を図るべき。
- ・ 処理システム自体に問題はないのか、不具合時における運転方法をどうするのかといった点を含めた技術的な面について検討を行い、これに基づいて対策を講じるべき。
- ・ 江東区は最終処分場を抱えているにもかかわらず、都民として誇りをもって対応してきた。JESCOは区民の心情を汲み取り、環境保全協定の意味をきちっと受け止め、二度とこのような事故が発生しないようにすること。
- ・ 処理技術メーカーは、専門的、技術的な立場から最後まで責任を持つべきである。
- ・ JESCOとして、メーカーの意見を鵜呑みにするのではなく、住民・行政サイドにどう説明していくのかという姿勢で毅然とした態度でメーカーに対応しないと、それがメーカーの気の緩みにつながる。
- ・ 今後も機器等のトラブルは発生する可能性があり、メーカーは最後まで責任をもつこと。

- ・ J E S C Oは委員からの意見を十分に認識し、技術的な面については担当しているP C B 廃棄物処理事業検討委員会東京事業部会において議論いただき、その結果を含め、検討の結果を次回の本委員会において報告すること。
 - ・ 事故状況等情報の連絡・公開について今後も迅速な対応をとること。
- (2) 東京事業の操業状況について
- 事務局から、資料に基づき、コンデンサ及び安定器処理における技術的課題、P C B 廃棄物の受入状況、六価クロムの検出と対策、収集運搬等について説明。
- 主な意見等は次のとおり。
- ・ 交通事故はいつ起こるかわからないので十分な安全体制を講じること。
 - ・ 地元住民の立場にたって、安心して過ごせるような対応、処理事業を行うこと。
 - ・ 水熱反応器の減肉や局部腐食状況についての確認を確実に行うこと。
 - ・ 定期点検内容について、技術面を検討する委員会でも議論し確認をしていただく必要があり、その結果をJ E S C Oから報告すること。

5 問い合わせ先

日本環境安全事業株式会社 東京事業所

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会事務局 担当:大井

Tel:03-3599-6874 Fax:03-3599-6077